

小山市立中小学校放課後カラフルタイム（放課後子ども教室と学童保育クラブの校内交流型）モデル事業開設準備・運營業務委託簡易公募型プロポーザル実施要領

1 実施目的

小山市放課後カラフルタイム（放課後子ども教室と学童保育クラブの校内交流型）モデル事業（以下「本事業」という。）は、放課後子ども教室と学童保育クラブの校内交流型事業を指し、小山市内にある小学校・義務教育学校前期課程から選定したモデル校の中小学校において、放課後子ども教室（文部科学省が推進する放課後子供教室をいう。）と学童保育クラブ（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8に基づく放課後児童健全育成事業をいう。）を連携させた運営を行い、希望する全ての児童に「安全・安心」で「学びのきっかけとなる多様な体験・活動の機会」を学校敷地内で提供することを目的とする。

本事業を運営実施するにあたり、放課後子ども教室事業や学童保育業務での、幅広い児童を対象にした体験や活動の実施について、高い専門性と豊富なノウハウを有する事業者へ業務委託を行う。

これらを踏まえ、価格のみでなく、事業者に係る業務実績、専門性、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結するため、簡易公募型プロポーザルを実施し事業者を募集及び選定するものとする。

※放課後子ども教室と学童保育クラブの校内交流型とは、同一小学校内等で放課後子ども教室と学童保育クラブが連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるものをいう（「放課後児童対策パッケージ 2025」（令和6年12月27日付けこ成環第312号・6文科教第1469号こども家庭庁成育局長、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知の別紙）に記載の「校内交流型」をいう。）。

2 業務概要

- (1) 業務委託名： 小山市立中小学校放課後カラフルタイム（放課後子ども教室と学童保育クラブの校内交流型）モデル事業開設準備・運營業務委託
- (2) 業務内容： 別紙 「小山市立中小学校放課後カラフルタイム（放課後子ども教室と学童保育クラブの校内交流型）モデル事業開設準備・運營業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行場所： 小山市立中小学校 所在地 栃木県小山市南小林109
- (4) 委託期間： 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (5) 提案限度額： 小山市立中小学校 53,875千円
(消費税及び地方消費税を含む)

3 参加資格

本プロポーザル方式に参加する事業者は、次の各号に掲げる資格要件を満たすものとする。

- (1) 契約締結前に、令和7・8年度小山市物品購入等入札参加有資格者に登録されていること。ただし、現在、令和7・8年度小山市物品購入等入札参加有資格者名簿に登録をしていない場合には、企画提案書を提出するまでに小山市契約検査課で実施する随時受付にて審査申請を行い、受付されていること。
手続きに必要な書類等については、下記URLを参照すること。
【令和7・8年度小山市物品購入等入札参加者資格の申請（随時登録）について】
<https://www.city.oyama.tochigi.jp/sangyou-sigoto/nyuusatsu-keiyaku/buppin/page008464.html>
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた後、再度「3（1）」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (4) 前6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度「3（1）」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (5) 債務不履行により所有する資産に対し仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (6) 参加表明書及び企画提案書等の提出日から契約締結時までのいずれの日においても、小山市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる行為を行う者ではないこと。
- (8) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- (9) 過去5年以内に地方公共団体と継続3年以上の放課後子ども教室又は学童保育クラブの運営業務の契約を締結し、履行した実績（継続3年を超える契約を締結し、現に当該契約を履行している場合にあつては、3年以上履行した実績とする。）があること。
- (10) 本業務に関するノウハウを有し、かつ、業務の遂行に必要な専門的知識及び

能力を有する人員を配置できること。

4 事業者選定等に係るスケジュール

内 容	日 程
(1) 実施要領等の公表	令和7年4月2日(水)
(2) 質問書の受付期間	令和7年4月2日(水)～ 4月14日(月)正午
(3) 質問書の回答	令和7年4月17日(木)
(4) 参加表明書の提出	令和7年4月18日(金)～ 4月25日(金)午後5時
(5) 企画提案書の提出	令和7年4月28日(月)～ 5月14日(水)午後5時
(6) プレゼンテーション審査	令和7年5月21日(水)
(7) 審査結果の通知	令和7年5月28日(水)

(1) 実施要領等の公表

- ① 公 表 日： 令和7年4月2日(水)
- ② 公表場所： 市ホームページ、市庁舎掲示板等に公表する。

(2) 質問書の受付期間

- ① 提出期間： 令和7年4月2日(水)～4月14日(月)正午必着
- ② 提出方法：

質問書(様式第5号)に質問内容を記載の上、電子メールにて事務局あてに提出すること。電子メールを送信した後は、必ず到達確認の電話連絡を事務局に行うこと。

電子メールアドレス：d-koseisaku@city.oyama.tochigi.jp

(＊を@と読み替えること)

電子メールの件名：【事業者名】小山市立中小学校放課後カラフルタイムモデル事業開設準備・運営業務質問書

※なお、本プロポーザルに関する質問は企画提案書などの作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(3) 質問書に対する回答

- ① 回答期日： 令和7年4月17日(木)
- ② 回答方法： 質問者を伏せて市ホームページに公表する。ただし、特定の

質問に対する回答が事業者選定の公平性を損なうと判断した場合には、当該質問については回答しないことがある。また、質問の回答をもって、実施要領・仕様書の追加又は修正とみなす。

【小山市ホームページ】 <https://www.city.oyama.tochigi.jp>

(4) 参加表明書の提出

① 提出期間： 令和7年4月18日（金）～4月25日（金）午後5時必着

② 提出書類：

ア 参加表明書（様式第1号） 1部

イ 事業者概要書（様式第2号） 1部

ウ 業務実績書（様式第3号） 1部

③ 提出方法：

提出書類を記載の上、電子メール、郵送又は持参にて事務局あてに提出すること。電子メールを送信した後は、必ず到達確認の電話連絡を事務局に行うこと。

電子メールアドレス：d-koseisaku@city.oyama.tochigi.jp

（*を@と読み替えること）

電子メールの件名：【事業者名】小山市立中小学校放課後カラフルタイムモデル事業開設準備・運営業務参加申込

(5) 企画提案書提出書類及び提出方法

① 提出期限： 令和7年5月14日（水）午後5時必着

② 提出場所： こども政策課 放課後居場所室 放課後こども係
（市庁舎5階）

③ 提出書類： 下表のとおりとする。

ア 見積書（任意様式） 正本1部、副本10部

イ 見積内訳書（任意様式） 正本1部、副本10部

ウ 企画提案書表紙（様式第4号） 正本1部、副本10部

エ 企画提案書（任意様式） 正本1部、副本10部

④ 企画提案書の記載事項について

別紙「小山市立中小学校放課後カラフルタイム（放課後子ども教室と学童保育クラブの校内交流型）モデル事業開設準備・運営業務委託仕様書」を基に、以下の表にある（1）～（5）の項目順に業務の進め方、手法等の技術的な提案について、企画提案の趣旨やアピールポイントなどを簡潔にわかりやすく具体的に記載すること。

企画提案書の記載事項
(1) 業務実施体制について
(2) 安定的な放課後カラフルタイムの運営について
(3) プログラム（体験活動）の提供について
(4) 安全対策・危機管理について
(5) 学校・保護者・地域との連携について

⑤ 企画提案書の作成方法について

ア 企画提案書は、「④企画提案書の記載事項について」を参照して作成すること。

イ 企画提案書の様式は縦置き横書き、基本的にA4版両面印刷とする。ただし、表現の都合上用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。また、スケジュール等、資料の作成上A3判を利用した方が分かりやすい場合は、A3判の利用も可とする。資料は全てA4縦型フラットファイルに左綴じとし、ページに付番すること。また、様式ごとにインデックスを貼ること。

(ア) 文字のポイントは11ポイント以上とすること。

(イ) 企画提案書及びプロポーザル時における言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法（平成4年法律第51号）に基づく単位とする。

(ウ) 副本については、全ての書類において事業者を特定できる情報(社名・ロゴ・住所等)を削除して提出すること。

(エ) 書類提出にかかる費用は、申込者の負担とする。

⑥ 提出方法について

ア 提出期間内に、郵送又は持参とする。

イ 郵送の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着により提出すること。

提出先：〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号

小山市教育委員会 こども未来部 こども政策課 放課後居場所室
放課後こども係

5 選定

(1) 審査

本審査は、小山市立中小学校放課後カラフルタイム（放課後子ども教室と学童保育クラブの校内交流型）モデル事業開設準備・運營業務委託に係る事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

審査委員会は、企画提案者による提案内容のプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(2) 審査委員会の実施について

- ① 実施日： 令和7年5月21日（水）
- ② 会場： 小山市役所本庁舎5階 教育委員会室
- ③ 時間： 個別に連絡する
- ④ 説明者： 3名以内とする
- ⑤ 機材： プロジェクターとスクリーンは、当市が準備する。
その他の必要機材は説明者が準備し、事前にその旨を申し出ること。
- ⑥ 実施内容： 提案プレゼンテーション及びヒアリング
企画提案書に基づき40分程度（予定）
（提案の説明20分及び審査委員との質疑応答20分）
- ⑦ 注意事項： 参加者が1者の場合であっても、提案プレゼンテーションを実施する。また、参加者が1者であっても、審査委員会が規定する選定基準に満たない場合は選定しない。提案についてのプレゼンテーションは非公開とする。

(3) 審査方法について

企画提案書及び提案プレゼンテーションの内容について、「小山市立中小学校放課後カラフルタイムモデル事業開設準備・運營業務委託受託者選定審査基準」に基づき審査し、本委託事業の受託者として適すると認められたものを受託候補者とし選定する。

なお、受託候補者以外のものについても得点数の高い者から順位を付する。
※提案事業者が多数の場合は、こども政策課にて予備審査（書類審査）を行い、プレゼンテーション審査を行う事業者を上位数社程度に絞り込むことがある。その結果については、提案事業者全員へ個別に通知する。また、併せて、プレゼンテーション審査対象者へプレゼンテーション審査に関する詳細を通知する。

(4) 評価基準

プロポーザルの評価基準の概要は次のとおりとする。

	評価項目	評価内容	配点
事前審査項目	放課後子ども教室又は学童保育クラブの運営実績 ※「3 参加資格」の(9)に係る業務実績	過去5年以内の実績件数	5
	放課後子ども教室と学童保育クラブの校内交流型運営業務の運営実績 ※両事業を同時に同学校内で実施した実績件数	過去10年以内の実績件数	10
企画提案内容	業務実施体制	支援員等の配置・採用計画	5
		支援員等の人材育成策	5
		本部による運営面のサポート体制や方策	5
		市や支援事業者との連携体制や方策	5
		業務を効率的に行うための導入システムや活用方法	5
	安定的な放課後カラフルタイムの運営	放課後児童健全育成事業等の各種法令を踏まえた放課後カラフルタイムの提供や方策	5
		児童の主体性を尊重した放課後カラフルタイムの提供や方策	5
		特別な配慮が必要な児童への対応	5
	プログラム(体験活動)の提供	体験活動を提供する意義の理解・意欲	5
		活動企画の実施、本部職員によるサポート体制	5

		活動実績に基づくプログラム案（特に体を動かすもの）	5
		児童の意見を取り入れ、児童主体の運営がされ、児童が楽しく豊かな放課後を過ごせる運営の実現可能性	10
	安全対策・危機管理	事故やケガの発生時の対応、未然防止策	5
		災害・感染症等への対応	5
		個人情報保護及び情報管理への対応	5
	学校・保護者・地域との連携	学校との連携体制の構築	5
		保護者との情報共有、連絡ツール等の方策	5
		保護者からの相談、要望、苦情等への対応、ニーズ把握の方法	5
		地域との連携体制の構築、地域人材の参画しやすい取組、地域の資源や人材を活かした活動内容の提案	5
	金額評価	見積金額	5
		コスト削減の妥当性	5
	その他の評価	各業務における、事業者独自の専門的知見・技能の活用	5
合 計			130

(5) 提案の無効

参加者が次の①～⑤のいずれかに該当した場合は、審査委員会において審査の上、当該参加者が行った提案を無効とする。

- ① 提出書類について、この要領に示した提出方法及び提出期限を正当な理由

なく守らなかったとき。

- ② 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。なお、提出書類に虚偽の内容を記載した者に対し、一般競争入札参加停止及び指名停止等の措置を行うことがある。
- ③ 「3 参加資格」に掲げる参加資格を満たさなくなったとき。
- ④ 見積金額が委託上限額を超えたとき。
- ⑤ この要領に定められた方法以外の方法により、審査委員会の委員その他本市の関係者に対し、本プロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めたとき。

(6) 審査結果の通知

審査結果は、提案事業者に通知するとともに、市ホームページに掲載する。なお、審査の経緯及び審査内容に関する問合せには応じない。

6 契約

選定した事業者と企画提案書の内容を基に仕様書等の協議を行い、新たに見積書を受領し随意契約の手続きにより契約を締結する。ただし、協議が整わない場合や契約までに失格事項が判明した場合は、次点の事業者と協議を行うものとする。

7 その他

- (1) 企画提案にあたり、市ホームページに掲載されている下記資料を参考とすること。(下記URL参照)
【おやまこどもプラン】
<https://www.city.oyama.tochigi.jp/shisei/torikumi/seisaku/kosodate/kodomo-keikaku.html>
※主にP93「第5章 新・放課後子ども総合プラン事業の推進」を参考とすること。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 募集要項、仕様書及び各様式については、小山市のホームページ上にて公開された様式をダウンロードすることとし、市役所窓口での配布は行わない。
- (4) 提出書類提出後の企画提案書等の再提出又は差替えは認めない。ただし、本市が提出書類の差替えや変更、又は取消しを必要とした場合にはこの限りではない。
- (5) 企画提案書の著作権は企画提案者に帰属する。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 提出書類は参加者の営業上の秘密に該当する部分が含まれている可能性があることから原則として非公開として取り扱うが、小山市情報公開条例(昭和62年条例第1号)の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合は

ある。

(8) 審査内容及び選定結果に対する異議申立てはできないものとする。

8 問い合わせ先

〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号

小山市教育委員会 こども未来部 こども政策課 放課後居場所室 放課後こども係

担当：石橋・児矢野・森下

TEL：0285-22-9635 / FAX：0285-22-9670

電子メールアドレス：d-koseisaku*city.oyama.tochigi.jp

(*を@と読み替えること)